

「第3期徳島県ニホンザル適正管理計画（素案）」の概要

1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

2 これまでの取組とその評価

（1）現状

- 農業被害は被害面積，被害金額ともに計画策定時より減少
- ニホンザルの分布域は拡大
- 管理目標を評価するための県内に生息する加害群数の把握が不十分

ニホンザル推定群れ数及び生息数

令和3年8月時点

項 目	徳 島 県
推定群れ数	157～158群れ
推定個体数	5,459～6,838頭

3 管理の目標

- 加害レベルⅢの群れの無害化
- 個体群の生息域および被害地域拡大の防止
- 農業被害程度が、「深刻」または「大きい」集落の割合を15%以下にする
- 生活環境被害，人身被害の発生防止

目標達成のため，加害レベルに応じた捕獲対策を実施

4 目標達成のための具体的な方策

- 加害レベルⅢ ・群れ全体が頻繁に出没，人慣れが進み防除対策の効果が少ない
・群れ全体が通年耕作地に出没，農作物被害と生活環境被害が発生
- 加害レベルⅡ ・季節的に群れの大半の個体が耕作地に出没し，被害が発生
・耕作地への出没は季節的で，被害はあるが群れ全体は出てこない
- 加害レベルⅠ ・たまに集落に出没するが，ほとんど被害はない
・山奥に生息し，集落に出没しない

方策	目的	捕獲の具体的手法	許可権者
個体数調整	著しく個体数が多い、または被害が大きな群れの個体数の削減及び群れ除去のための捕獲	・加害レベルⅢの加害群における群れ捕獲 ・加害レベルⅡまたはⅢの加害群における部分捕獲	県知事 または 市町村長
有害鳥獣捕獲	農業または生活環境、人身被害に係る被害防止のための捕獲	・加害レベルⅡまたはⅢの加害群における選択捕獲 ・ハナレザルの捕獲	市町村長
集合住居地域における 麻醉銃猟	住居集合地域に定常的に出没し、生活環境あるいは人身被害を及ぼすおそれがある場合、または被害を及ぼしている場合の捕獲	・住居集合地域に出没したハナレザル等において追い払いやわな捕獲等の取り得る手段を講じても駆逐できず、麻醉銃猟が適切と判断される場合	県知事

※加害レベルⅠの個体群は，追い払い等の被害防除対策を実施